

◎新潟県告示第1662号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年12月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相高島－1地区	東蒲原郡阿賀町三宝分乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ノ口沢地区	東蒲原郡阿賀町三宝分丙	次の図のとおり	土石流
小手茂－1地区	東蒲原郡阿賀町小手茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小手茂－2地区	東蒲原郡阿賀町小手茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小手茂－3地区	東蒲原郡阿賀町小手茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐惣ノ入沢地区	東蒲原郡阿賀町小手茂	次の図のとおり	土石流
北沢地区	東蒲原郡阿賀町大倉甲	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北野(1)地区	上越市清里区北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(2)地区	上越市清里区北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚田(1)地区	上越市清里区棚田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚田(2)地区	上越市清里区棚田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚田(3)地区	上越市清里区棚田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大野(2)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小坂地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(1)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(4)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(5)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(6)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(7)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(8)地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加賀沢地区	糸魚川市大字大野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)